

ASBJ、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

企業会計基準委員会（ASBJ）は2024年9月20日に、組合等への出資に係る会計処理及び開示に関して、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品実務指針（案）」（以下「本公開草案」という）を公表しました。

本公開草案に対するコメント期限は、2024年11月20日です。

公開草案のポイント

- 本公開草案は、以下の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認める提案をしています。時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上します。
 - 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
 - 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること
- 上記会計処理を適用するかどうかは企業の方針に基づき、各組合等への出資時に決定し、出資後の取消しはできないとすることが提案されています。
- 上記取扱いの対象とした市場価格のない株式は、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従った減損処理を行うことが提案されています。
- 提案された会計処理に対応して、追加の注記が提案されています。
- 適用時期は、最終化された改正実務指針の公表から1年程度経過した日である4月1日以後開始する年度の期首からとし、早期適用を認めることが提案されています。また、適用初年度の期首から将来に向かっての適用とし、遡及適用を求めないとする経過措置の提案が行われています。

1. 本公開草案公表の経緯

現行の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という）第132項のもとでは、企業が投資する組合等の構成資産が金融商品である場合、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従った構成資産の評価額を基礎として組合等への出資の会計処理を行います。したがって、組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合は、当該株式は取得原価で評価され、それを基礎として組合等の出資の会計処理が行われることとなります。

近年、非上場株式を組み入れたベンチャーキャピタルファンド（以下「VCファンド」という）等が増加しており、VCファンド等に組み入れられた非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が提供されることになり、その結果VCファンド等へより多くの成長資金が供給されることが期待されるため、会計基準を改正すべきとの要望が聞かれました。こうした状況を受けて、組合等の出資持分に係る会計上の取扱いの検討が行われ、本公開草案が公表されました（本公開草案第308-2項）。

2. 本公開草案に基づく会計処理及び開示

(1) 組合等の構成資産の時価評価及びその要件

本公開草案は、以下の要件を満たす組合等については、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認める提案をしています（本公開草案第132-2項）。本公開草案の対象とする組合をVCファンドに限定することも検討されましたが、VCファンドとその他の組合等を明確に区分することは困難と考えられたことから見送られ、代わりに以下の要件(i)(ii)が設けられました（本公開草案第308-2項）。これらの要件により、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保することが意図されています（本公開草案第308-3項）。

- (i) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- (ii) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

要件(i)における、「組合等の運営者」とは、我が国におけるVCファンドの多くで用いられている投資事業有限責任組合の形態においては、無限責任組合員が該当すると考えられます。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当すると考えられます（本公開草案第308-3項）。

要件(ii)は、市場価格のない株式の時価評価について利害関係者から示された懸念に対し、組合等の決算において時価評価している場合には、懸念を一定程度緩和できるとの考えから設けられた要件です。「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられるとされています。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づく時価で評価する場合の他、IFRS会計基準のIFRS第13号「公正価値測定」又は米国財務会計基準のTopic820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定する場合も含まれると考えられるとされています（本公開草案第308-3項）。

上記の定めを適用するかどうかは組合等の単位での選択とすることを提案しています。企業は、市場価格のない株式を時価評価する組合等の選択に係る方針を定め、出資時に当該方針に基づき時価評価するかどうかを決定します。出資後に当該決定は取消しできないとすることが提案されています（本公開草案第132-3項）。

時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上します（本公開草案第132-2項）。

(2) 減損処理

市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産である市場価格のない株式には、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第92項）ではなく、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第91項）に従った減損処理を行うことが提案されています（本公開草案第132-4項）。すなわち、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価を貸借対照表価額とし、評価差額を損失として処理します。

(3) 開示

貸借対照表に組合等への出資の持分相当額を純額で計上している場合には、時価注記を行っていない旨、及び出資の貸借対照表計上額の合計額の注記が要求されていますが（企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項）、組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価する場合、この注記に併せて以下の事項を注記することが提案されています。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表での記載の省略を認めることが提案されています（本公開草案第132-5項）。

- 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価している旨
- 市場価格のない株式を時価評価する組合等の選択に関する方針
- 市場価格のない株式を時価評価している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

3. 適用時期及び経過措置

適用時期は、最終化された改正実務指針の公表から1年程度経過した日である4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来に向かっての適用が想定されています。また、公表後最初に到来する年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用を認めることが提案されています（本公開草案第195-20項）。

経過措置として、適用初年度の期首時点において企業が定めた方針に基づいて市場価格のない株式を時価評価する組合等を決定し、次の会計処理を行うことにより遡及適用を求めないことが提案されています（本公開草案第205-2項）。

- (1) 適用初年度の期首時点で、市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資の会計処理の基礎とする。時価評価により生じる評価差額の持分相当額は、適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に計上する。
- (2) 適用初年度の期首時点で、市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って、減損処理を行い、組合等への出資の会計処理の基礎とする。減損処理による損失の持分相当額は、適用初年度の期首の利益剰余金に計上する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「AS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。